

学び直し支援金について

独立行政法人国立高等専門学校機構

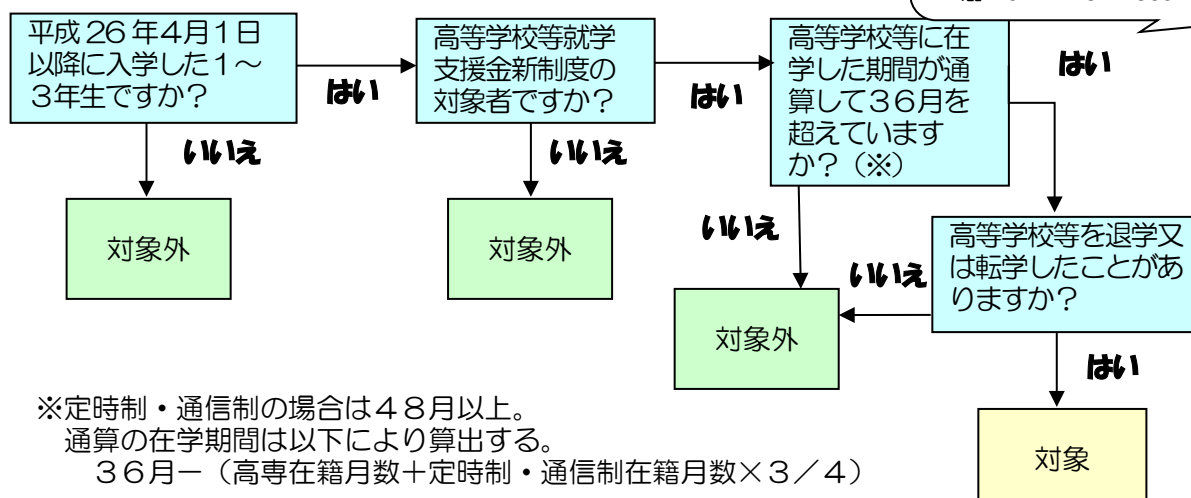
1. 制度の概要

本制度は、平成26年4月1日以降に入学した1～3年生で高等学校等就学支援金新制度対象者（※）であった者のうち、高等学校等を退学又は転学した経歴があり、高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者について、就学支援金に相当する額を支給するものです。

※平成26年4月1日以降に入学した者。ただし、平成26年4月1日以前より、高校等に引き続き在学する者は除く。

問合せ先
 苫小牧工業高等専門学校
 学生課学生係
 Tel：0144-67-8032

2. 対象となる者について



※定時制・通信制の場合は48月以上。
 通算の在学期間は以下により算出する。
 $36月 - (高専在籍月数 + 定時制・通信制在籍月数 \times 3/4)$

3. 支給期間及び支給額について

(1) 支給期間について

1～3学年に在学する期間、最大で12月支給される。

※令和元年度に7月分以降の受給資格認定を受けている生徒については、令和2年7月から適用する。

(2) 支給額について

学び直し支援金の支給額は、下表のとおりです。

※学び直し支援金は学生本人（保護者等）が直接受取るものではありません。学校が学生本人に代わって国から学び直し支援金を受取り、授業料に充当するものです。授業料と学び直し支援金との差額分については学生本人に負担していただくことになります。（下表参照）

①【令和2年4月～6月の所得判定基準等】

＜所得判定基準＞ 市町村民税所得割額＋都道府県民税所得割額 （保護者等合算額）	就学支援金支給額(b)	授業料本人負担額(a)-(b)
50万7,000円以上	月額 0円（支給なし）	月額 19,550円
25万7,500円以上～50万7,000円未満	月額 9,900円（一律支給のみ）	月額 9,650円
0円（非課税）～25万7,500円未満	月額 19,550円（加算額 9,650円）	月額 0円

②【令和2年7月以降の所得判定基準等】

＜所得判定基準＞ 市町村民税の課税標準額 × 6% －市町村民税の調整控除の額（※） （保護者等合算額）	就学支援金支給額(b)	授業料本人負担額(a)-(b)
30万4,200円以上	月額 0円（支給なし）	月額 19,550円
15万4,500円以上～30万4,200円未満	月額 9,900円（一律支給のみ）	月額 9,650円
0円（非課税）～15万4,500円未満	月額 19,550円（加算額 9,650円）	月額 0円

※6%は市町村民税の標準税率（標準税率との関係で、調整控除の額について指定都市の場合は調整（3/4）を乗じる）が必要。

